

市職員の給与などを公表します

「敦賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、
職員の人事・給与などについて、平成十九年度の結果と現在の状況
(平成二十年四月一日現在)をお知らせします。

■ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 職員の勤務時間

区分	勤務時間		休憩時間	勤務を要する日
	始業	終業		
一般行政職	8:30	17:30	12:00～13:00	毎週月曜日～金曜日の週5日間 (国民の祝日、12/29～1/3は除く)

※ 本庁以外の勤務場所では異なる勤務形態の場合があります。

② 休暇の種類

- ・年次休暇…20日間
- ・病気休暇…90日以内
- ・特別休暇…結婚する場合は5日以内、夏季休暇は3日以内、産前・産後休暇は6週間以内に出産する場合および産後8週間を経過しない場合、その都度必要と認める期間
- ・介護休暇…連続する6月の期間内において必要と認める期間(無給)
- ・育児休業…最長で子が3歳に達する日までの期間(無給)
- ・育児短時間勤務…子が小学校就学の始期に達するまでのうち、連続する1年までの期間(延長可能。勤務実績に応じて給料を減額)
- ・部分休業…子が小学校就学の始期に達するまでの期間(勤務実績に応じて給料を減額)

③ 休暇の取得状況(平成19年度)

年次休暇(1人当たり)	病気休暇(1日以上)	産前産後休暇	
5.4日	74人	25人	
育児休業	介護休暇	育児短時間勤務	部分休業
48人	0人	0人	0人

■ 職員の分限および懲戒処分の状況(平成19年度)

区分	種類	人数	内容
分限処分	休職	17人	心身の故障のため、長期の休養を要する場合など
懲戒処分	免職・停職・減給など	0人	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合など

■ 職員の福利厚生状況

福井県市町村職員共済組合において、短期給付(病気、ケガ、出産、死亡などに対する給付)、長期給付(退職、障害、死亡に対する年金または一時金の給付)、福祉事業(健康増進事業、資金貸付など)を行っています。

また、敦賀市職員互助会(職員の福利厚生を目的に、条例で設置が認められた互助団体)が、健康増進事業、体育事業、文化事業、自主研修支援事業などを行っています。

■ 職員の研修状況(平成19年度)

福井県自治研修所における研修	135人
派遣研修(市町村アカデミー等外部研修)	54人
職場研修(講師の派遣による研修)	121人

⑤ 期末手当・勤勉手当、退職手当の状況(平成19年度)

	期末・勤勉手当		退職手当	
	期末手当	勤勉手当	自己都合	勤奨・定年
6月分	1.40月分	0.75月分	勤続20年 23.50月分	30.55月分
12月分	1.60月分	0.75月分	勤続25年 33.50月分	41.34月分
			勤続35年 47.50月分	59.28月分
合計	3.00月分	1.50月分	最高限度額 59.28月分	59.28月分
			1人当たり平均支給額 21,572,325円	

(注) 支給月数等は国・県と同じ

⑥ 特別職等の給料・報酬の状況(平成20.4.1現在)

区分	給料・報酬月額	
給料	市長	920,000円
	副市長	760,000円
	教育長	638,000円
報酬	議長	490,000円
	副議長	428,000円
	議員	407,000円
		【期末手当】
		6月 1.6月分
		12月 1.7月分
		計 3.3月分

⑦ 特殊勤務手当の状況(平成19年度)

支給職員の割合 (職員全体に占める割合)	13.6%
平均支給月額 (支給対象職員1人当たり)	8,051円
手当数 (平成19年度中に支給実績のあるもの)	5種類
代表的な手当	
支給額の多い手当	汚物処理作業手当
多くの職員に支給されている手当	汚物処理作業手当 徴収手当、技術手当

■ 職員のサービスの状況(平成19年度)

職員のサービスについては、地方公務員法第30条、第32条～第38条において、その根本基準として「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」ことや、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」をはじめとする義務、禁止および制限事項が定められています。平成19年度における服務義務違反の内容等については、次のとおりです。

服務義務違反の内容	違反者数
信用失墜行為の禁止 (職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない)	8人 (交通事犯による違反。全員訓告処分済。)

■ 公平委員会の報告状況(平成19年度)

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況……………0件
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況……………0件

■ 部門別職員数に関する状況

(単位:人)

区分	H19.4.1	H20.4.1
一般行政	461	440
特別行政(教育)	79	84
公営企業関係	446	445
計	986	969

■ 職員の給与に関する状況

① 平均年齢および平均給料月額の状況等

一般行政職(H20.4.1)		ラスパイレズ指数 (H19年度)
平均年齢	平均給料月額	
43歳9月	330,300円	95.9

※ラスパイレズ指数 国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準

② 人件費の状況(普通会計決算)

(単位:千円)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(a)	実質収支
19年度	67,963人	25,445,166	883,372
人件費(b)	人件費率(b)/(a)	18年度の人件費率	
5,415,264	21.3%	19.6%	

※普通会計 地方自治体の財政状況の把握および財政比較のため、統一的な基準で比較できるようにした統計上の会計

③ 職員給与費の状況(普通会計決算)

(単位:千円)

区分	職員数(a)	給与費			1人当たり 給与費(b)/(a)	
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
19年度	524人	2,046,903	296,232	822,799	3,165,934	6,042

(注)職員手当には退職手当を含みません。職員数は平成20年4月1日現在の人数です。

④ 職員の初任給および経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20.4.1現在)

区分		初任給	経験年数2年
一般行政職	大学卒	172,200円	180,600円
	高校卒	140,100円	145,900円
経験年数10年		経験年数15年	経験年数20年
大卒	238,550円	296,200円	343,200円
高卒	228,500円	259,050円	319,550円